

第 2 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成27年7月1日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成27年7月1日（水曜日）

午前9時59分開議

午後0時5分閉会

本日の会議に付した事件

平成27年度主要事業等の説明

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補
正予算（第2号）

議案第15号 財産の取得について

議案第16号 工事請負契約の変更について

議案第17号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第18号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第19号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第20号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第21号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第22号 専決処分の報告及び承認につ
いて

報告第1号 平成26年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第2号 平成26年度熊本県港湾整備事
業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

報告第3号 平成26年度熊本県流域下水道
事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報
告について

報告第7号 専決処分の報告について

閉会中の審査事件（所管事務調査）につ
いて

報告事項

①熊本広域大水害からの復旧・復興の状

況

②JR鹿兒島本線等連続立体交差事業に
伴う交通切替について

③瀬目トンネルの災害復旧について

④川辺川ダムに関する最近の状況につ
いて

出席委員（7人）

委員	長	増	永	慎一郎
副委員	長	緒	方	勇二
委員		城	下	広作
委員		森		浩二
委員		濱	田	大造
委員		楠	本	千秋
委員		河	津	修司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部	長	猿	渡	慶一
総括審議員兼				
河川港湾局長		渡	邊	茂
政策審議監		原		悟
道路都市局長		手	島	健司
建築住宅局長		田	邊	肇
監理課長		成	富	守
用地対策課長		久	保	隆生
土木技術管理課長		緒	方	進一
道路整備課長		宮	部	静夫
道路保全課長		高	永	文法
首席審議員兼				
都市計画課長		松	永	信弘
下水環境課長		宮	本	秀一
河川課長		村	上	義幸
港湾課長		平	山	高志

砂防課長 原 田 高 臣
建築課長 清 水 照 親
営繕課長 深 水 俊 博
住宅課長 上 妻 清 人

事務局職員出席者

議事課主幹 東 昭 宏
政務調査課主幹 法 川 伸 二

午前9時59分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから、第2回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本日は執行部を交えての初めての委員会ですので、一言御挨拶を申し上げます。

今年度、建設常任委員長をさせていただきます増永でございます。1年間、よろしくお願い申し上げます。

また、副委員長、緒方副委員長ということで、2人で力を合わせて、きちんとこの建設常任委員会、1年間、やっていきたいというふうに思っております。

皆様方におかれましては、お互いにいろんな意見を出し合いながら、県政発展のために頑張っていっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二副委員長 皆さんおはようございます。

副委員長を仰せつかりました緒方でございます。昨年に引き続きでございますが、今回、増永委員長をしっかりと補佐して、委員会の運営に努めてまいる所存でございますので、執行部の皆さん、委員の皆さん方にもど

うぞよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○増永慎一郎委員長 次に、執行部幹部職員の自己紹介をお願いします。

自己紹介は、課長以上について、自席から起立してお願ひいたします。

また、審議員及び課長補佐については、お手元にお配りしております平成27年度主要事業及び新規事業説明資料の中の役職員名簿により紹介にかえさせていただきます。

それでは、猿渡土木部長から順次お願ひ申し上げます。

（土木部長～住宅課長の順に自己紹介）

○増永慎一郎委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成27年度主要事業等説明及び本委員会に付託されました議案等の審査を行います。

まず、主要事業の説明を執行部のほうに求めたいと思います。まず、主要事業から行いました後で付託議案の審査ということで行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着席のまま簡潔にお願いいたします。

まず、猿渡土木部長に総括説明をお願いします。

○猿渡土木部長 今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、最近における土木行政の動向について御報告を申し上げます。

まず、梅雨前線豪雨による被害についてでございますが、先月2日に九州北部地域が梅雨入りし、6月10日から11日にかけて、天草地域を中心に、県内の広範囲で梅雨前線豪雨

による道路や河川の災害等が発生をいたしました。幸い、人命にかかわるような甚大な被害はありませんでしたが、今後も、熊本広域大水害等の教訓をもとに、県民の方々が安全に安心して生活できるよう、防災対策に万全を期してまいります。

なお、昨夜から本日にかけての大雨の状況ですが、現時点で人的被害の報告は入りませんが、引き続き警戒を続けてまいります。

次に、阿蘇中岳噴火に伴う降灰状況についてですが、昨年12月から火口周辺10地点で堆積厚さの観測を行っております。降灰量は、ことし1月をピークに少なくなる傾向にありますが、噴火活動は継続をしており、今後も、降灰量調査を実施するとともに、県管理道路の降灰除去等に万全を期してまいります。

次に、平成27年度当初予算の概要について御説明いたします。

一般会計の予算額としましては847億1,607万5,000円、対前年度比96.3%を計上しております。

特別会計につきましては、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の3つの特別会計がございますが、合計で66億1,233万9,000円、対前年度比104.6%を計上しております。

土木部の一般会計及び特別会計を合わせた予算総額は913億2,841万4,000円を計上しており、対前年度比は96.9%となります。

平成27年度、土木部においては、新4カ年戦略の総仕上げとして、加速化、見える化、核心を突くという3つの視点で、目標達成に向けた取り組みや将来の礎を築く取り組みを重点的に展開するとともに、熊本広域大水害からの創造的な復旧、復興を着実に進めてまいります。

次に、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案の概要について御説明いたし

ます。

今定例県議会に提案しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案8件、報告関係4件でございます。

初めに、補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、阿蘇中岳噴火に伴う降灰対策に必要な経費及び社会資本整備総合交付金事業等の国庫内示増に伴う補正等により、2億9,223万円の増額をお願いしております。

これにより、土木部の一般会計及び特別会計を合わせました6月補正後の予算額は916億2,064万4,000円となっております。

次に、条例等関係議案につきましては、財産の取得について1件、工事請負契約の変更について1件、道路管理瑕疵及び港湾施設管理瑕疵関係の専決処分等の報告及び承認について6件、御審議をお願いいたしております。

報告関係につきましては、平成26年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外3件について御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、熊本広域大水害からの復旧、復興について外3件について御報告させていただきます。

以上で総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 次に、主要事業等について、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○成富監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして、平成27年度

主要事業及び新規事業説明資料及び建設常任委員会説明資料を準備しております。また、その他報告事項としまして、4件の報告資料を準備しております。

なお、参考資料としまして、平成27年度公共事業等費用負担調書をお手元にお配りしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

まず、平成27年度主要事業及び新規事業説明資料により御説明いたします。

資料の1ページから7ページまでは、平成27年度の土木部役付職員名簿でございます。各課の課長補佐以上の職員名簿と分掌事務を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

8ページをお願いいたします。

土木部関係組織図です。本庁は、3局13課4課内室50班で事業を推進しております。また、出先機関が、広域本部及び地域振興局11機関、その他事務所が8機関となっております。

9ページをお願いいたします。

広域本部関係組織図です。本年度より地域振興局における景観建築業務を広域本部に集約しております。これまで各地域振興局に置いておりました景観建築課もしくは景観建築班を廃止し、県央広域本部土木部、県南広域本部土木部に景観建築課を設置し、県北広域本部土木部の景観建築課を景観建築第一課と景観建築第二課に改編いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

平成27年度当初予算資料です。

土木部の当初予算総額は、最上段の右端の合計欄に記載しておりますとおり、913億2,841万4,000円で、対前年度比96.9%となっております。減額の主な要因としましては、熊本広域大水害関連事業の減です。その内訳としましては、左から一般会計の普通建設事業につきましては、補助事業が460億556万9,000円、県単事業が145億1,895万1,000円、直轄

事業が100億8,107万9,000円となっております。

次に、災害復旧事業につきましては、補助事業が39億4,121万3,000円、県単事業が1億円となっております。

投資的経費計としましては746億4,681万2,000円で、対前年度比95.6%となります。次に、消費的経費につきましては100億6,926万3,000円で、対前年度比102.5%となっております。一般会計計としましては847億1,607万5,000円で、対前年度比96.3%となります。

次に、その右の特別会計につきましては、年間所要額を計上しておりますが、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計及び流域下水道事業特別会計の3つの特別会計の合計としまして、投資的経費は17億3,637万8,000円となっております。また、その右側の消費的経費は48億7,596万1,000円となっております。合わせまして、特別会計ですが、66億1,233万9,000円となります。

11ページをお願いします。

平成27年度予算総括表です。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの本年度当初予算額、前年度当初予算額、比較増減額及び右側に本年度当初予算の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄でございますが、国支出金が277億8,927万1,000円、地方債が366億8,740万円、その他が117億5,679万円、一般財源が150億9,495万3,000円となっております。

以上が土木部全体の予算額の状況でございます。

次に、12ページをお願いします。

ここからは、主要事業及び新規事業です。

まず、監理課です。

1段目の建設産業総合支援事業で1,085万8,000円を計上しています。これは、建設産業を取り巻く環境が厳しい中、新熊本県建設

産業振興プラン・アクションプログラム（後期）に基づき実施する建設業者等への各種支援に要する経費です。

主なものを説明しますと、今年度は、(1)として、建設業者の新分野進出を支援する事業、(4)として、新規事業として、第3次建設産業振興プランを策定することとしています。

なお、2段目に参考として記載しておりますが、平成26年度2月補正予算で経済対策分、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型として6,085万7,000円を計上しています。若年技能者の雇用促進のための賃金助成などに取り組み、平成27年度当初予算と合わせ、社会資本の整備、維持や地域の建設産業の振興に取り組むこととしています。

監理課は以上です。

○久保用地対策課長 用地対策課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

平成25年度末に策定しまして、昨年度から本格運用しております熊本県用地取得加速化パッケージについて御説明申し上げます。

これは、災害復旧、復興や経済対策などにも着実に対応できるよう、職員の適正配置ですとか育成の取り組みとは別に、事業効果の早期発現へ向けて用地取得を加速化し、適切な用地取得を形成していくために取り組んでいる新たな施策でございます。

6つのメニューがございますけれども、記載の予算額は、全て事業費予算として関係各課のほうで計上しております。

主な4メニューに絞って御説明いたしますと、(1)用地取得マネジメントの活用は、ルート決定前など、事業計画の検討段階から用地に係る調査を行い、用地原因による長期化リスクを可能な限り避けながら、計画的に用地取得を進める取り組みでございます。

(3)公共嘱託登記司法書士協会等への委託は、登記難航案件で家事審判などの高度な手続を要するものにつきまして、専門知識を有します司法書士協会などを積極的に活用する取り組みでございまして、本年度は25件程度の委託を予定しております。

(4)用地先行取得の推進は、事業計画の前期に用地補償費を重点配分しまして、用地の早期取得完了を目指す取り組みでございます。

(5)用地補償説明業務の民間委託の導入は、限られた職員数の中で用地取得を加速化するために、試行的に用地補償内容の説明業務を補償コンサルタントなどの民間に委託するものでございまして、本年度は10件程度を予定しております。

用地対策課は以上でございます。

○宮部道路整備課長 道路整備課でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

まず、1段目の道路改築事業で27億8,000万円を計上しております。これは国庫補助事業で地域高規格道路の整備を行うものであり、熊本天草幹線道路として国道266号の大矢野バイパス及び国道324号の本渡道路の整備を予定しております。

次に、地域道路改築事業で87億2,569万5,000円を計上しております。これは、社会資本整備総合交付金事業等で、国道、県道の現道の拡幅や線形改良、またはバイパスなどの整備を行うものであり、国道につきましては、443号、佐俣拡幅外20カ所、県道につきましては、堂園小森、小谷工区外78カ所、五木村振興としまして、国道445号、九折瀬地区の整備を予定しております。

次に、道路計画調査費で1億3,170万円を計上しております。これは、交通量調査費及び地域高規格道路として整備を検討すべき路線、区間に関する調査を行うものでござい

す。交通量調査は、全国一斉に5年に1度、国道全路線を対象に実施しており、この調査結果は、将来の道路計画や都市計画の策定等に使用されるものでございます。

次に、単県道路改築事業で27億8,045万円を計上しています。これは、県道の比較的小規模な整備を行う事業です。

最後に、橋りょう補修事業で23億2,570万円を計上しております。これは、老朽化した橋梁の補修、補強等を行うための事業でございます。

道路整備課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○高永道路保全課長 道路保全課です。

資料の16ページをお願いします。

まず、1段目の道路災害防除事業で13億6,928万1,000円を計上しています。これは、落石、斜面崩壊等の自然災害の発生のおそれのある道路危険箇所において防災対策を実施するもので、国道26カ所、県道61カ所の危険箇所解消のための対策を予定しています。

次に、交通安全施設等整備事業で32億7,753万6,000円を計上しています。これは、歩行者や自転車が安全で快適に利用できる歩道や交差点の整備などを実施するものです。

次に、道路施設修繕事業で93億889万3,000円を計上しています。これは、維持管理計画に基づき、道路施設の補修や更新を計画的に実施し、道路機能の確保と沿道環境の保全、再生を図るものです。

17ページをお願いします。

1段目の新規事業、道路施設点検事業費で6,282万6,000円を計上しています。これは、平成25年6月の道路法の改正等に伴い、橋梁等の重要構造物の定期点検が義務づけられましたが、市町村には、職員不足や技術力不足等の課題があります。県では、市町村から県に派遣された研修生に技術研修を実施したり、国、県、市町村等の道路管理者で構成す

る熊本県道路メンテナンス会議が主催する技術研修会の開催や道路技術アドバイザーの派遣など、市町村がみずから点検業務を発注し監督できるよう、さまざまな技術支援策を実施しているところです。今後も引き続き同様の支援策を実施してまいります。それでもなお、みずから発注、監督できない市町村に対しては、県がその予算を受託し、点検業務を実施することとしています。

最後に、ロード・クリーン・ボランティアで310万3,000円を計上しています。

道路保全課は以上でございます。

○松永都市計画課長 都市計画課です。

資料の18ページをごらん願います。

まず、1段目の連続立体交差事業費で42億7,600万円を計上しています。これは、JR鹿児島本線等連続立体交差事業で高架化工事等を行うものです。

次に、街路事業費で7億4,774万8,000円を計上しています。これは都市計画道路の整備を行うもので、荒尾市の荒尾海岸線等の整備を行います。

次に、都市公園整備事業費で6億8,770万円を計上しています。これは、鞠智城をPRする事業や都市公園の改修及び主要幹線道路の沿道景観の向上を図るものです。

次に、都市計画調査費で8,930万円を計上しています。これは、都市計画の決定、変更に向けた調査等を行うものです。

最後に、景観整備推進費で4,514万4,000円を計上しています。これは、景観法や景観条例等に基づき景観指導や緑化・景観形成活動の支援等を通じて、良好な景観形成を図るものです。

都市計画課からは以上です。

○宮本下水環境課長 下水環境課です。

資料の20ページをお願いします。

まず、1段目の生活排水適正処理重点推進

事業で2,500万円を計上しています。これは、各家庭から下水道などへの接続を促進するため、市町村に対してその額の2分の1を限度に助成するものです。

次に、生活排水対策総合促進事業で228万2,000円を計上しています。これは、本県の生活排水対策のマスタープラン、くまもと生活排水処理構想を総合的に推進するため、県民への普及啓発を行うものです。

次に、新規事業、熊本県生活排水処理構想策定事業で1,396万3,000円を計上しています。これは、人口減少などの地域社会構造の変化及び既存施設の老朽化による改築、更新等の現状を踏まえ、未普及地域の早期整備や持続可能な運営管理を基本方針とする新たな構想を策定するものです。

次に、浄化槽整備事業で2億5,197万6,000円を計上しています。これは、浄化槽を設置する者に補助を行う市町村に対して県から補助するものです。

最下段の農業集落排水事業と21ページ1段目の漁業集落排水施設整備事業は、農業集落あるいは漁業集落において、市町村が、し尿、生活雑排水を集合処理する施設を整備する事業で、農業集落関係で1億2,511万5,000円、漁業集落関係で1億3,320万円をそれぞれ計上しています。

最後に、流域下水道特別会計です。

本県では、熊本北部を初め、球磨川上流、八代北部の3カ所で流域下水道事業を実施しています。これらの建設費及び維持管理費は特別会計で処理を行っており、流域下水道建設事業で12億4,032万円、流域下水道維持管理事業で13億9,221万円を計上しています。

下水環境課は以上です。

○村上河川課長 河川課です。

資料の22ページをお願いします。

まず、1段目の河川事業で82億8,349万1,000円を計上しています。これは、豪雨災

害等に対して流域一体となった河川改修や情報基盤の整備といった総合的な防災対策を推進するもので、河川改修事業を白川外18カ所で実施します。また、平成24年の熊本広域大水害により甚大な被害が発生した白川及び黒川の河川改修を行う河川激甚災害対策特別緊急事業を実施します。

次に、海岸事業で3億4,785万円を計上しています。これは、高潮、波浪等による被害から海岸背後地を守るため、堤防、護岸等の海岸保全施設の整備及び老朽化した施設の機能回復、強化を実施するものです。

23ページをお願いします。

1段目の堰堤改良事業で5億25万円を計上しています。これは、市房ダム管理施設の障害発生リスクを軽減するための設備の改良や更新のほか、長期的なダムの安全性及び機能を保持していく観点から、県が管理するダムの健全度を総合的に調査及び評価し、今後の維持管理方針を定めることにしています。

最後に、単県河川海岸事業で15億6,911万4,000円を計上しています。

河川課は以上です。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

資料の24ページをお願いいたします。

まず、1段目の港湾改修事業(補助)で10億5,189万4,000円を計上しております。これは、重要港湾における港湾施設の建設、改良を行う重要港湾改修事業、地方港湾における地方港湾改修事業、岸壁や物揚げ場、栈橋等の補修を行う港湾補修事業です。

次に、港湾改修事業(単独)で10億2,465万1,000円を計上しております。これは、航路や泊地を維持するためのしゅんせつ、老朽化した港湾施設の緊急的な補修等を行うものです。

次に、港湾環境整備事業で2億8,015万円を計上しております。これは、海洋の環境保全のため、しゅんせつ土砂処分場の護岸整

備、海域の水質、底質の改善を図るための覆砂等を行うものです。

次に、港湾調査費で5,800万円を計上しております。

次に、25ページをお願いいたします。

1段目の海岸高潮対策事業で1億5,330万円を計上しております。これは、津波、高潮発生時に備え、防波堤等既存の海岸保全施設の防災機能を確保するため、改修等を行うものでございます。

次に、空港管理費で5億2,106万3,000円を計上しています。これは、天草空港の施設の管理運営や修繕等を行うものです。

次に、港湾整備事業特別会計ですが、施設管理費で7億7,927万9,000円、県管理港湾施設整備事業費で2億5,000万円を計上しております。

最後に、臨海工業用地造成事業特別会計ですが、漁業振興費で5,000万円を計上しています。

港湾課は以上でございます。

○原田砂防課長 砂防課です。

資料の26ページをお願いします。

まず、1段目の砂防事業で51億9,745万円を計上しています。これは、砂防指定地内の溪流において土砂災害を未然に防止するため、砂防堰堤工等を実施するものです。(3)の砂防激甚災害対策特別緊急事業は、平成24年に阿蘇地域で発生した土砂災害区間を、復旧、復興の一環として再度災害を防止するため、平成25年度からおおむね3年で30カ所を実施するものです。最終年となります本年度は、尾籠川外18カ所で実施します。

次に、地すべり対策事業で1億9,005万円を計上しています。これは、地滑り防止区域内において、地滑りによる被害を防止、軽減するため、地下水排除工等を実施するものです。

次に、急傾斜地崩壊対策事業で12億676万

5,000円を計上しています。これは、急傾斜地崩壊危険区域内において崖崩れ等による急傾斜地の崩壊を防止するため、擁壁工等を実施するものです。

最後に、ソフト対策事業で12億2,509万9,000円を計上しています。これは、土砂災害に対する警戒避難体制の整備強化を図るもので、(3)新規事業の危険地区からの移転促進事業は、土砂災害特別警戒区域に居住する方の区域外への移転を促進する補助事業です。

砂防課は以上です。

○清水建築課長 建築課です。

資料の27ページをお願いします。

まず、1段目のくまもとアートポリス推進費で1,256万円を計上しています。これは、コミッショナー制度による参加プロジェクトの推進や県内建築物の顕彰、また、建築塾等の開催による人材育成等を行うものです。

次に、やさしさと夢あるまちづくり支援事業費で502万3,000円を計上しています。これは、ユニバーサルデザインにより整備する民間建築物に対して助成等を行い、やさしいまちづくりを推進するものです。

次に、建築物防災対策推進事業で2億428万8,000円を計上しています。これは、耐震診断が義務づけられた民間の大規模建築物等の耐震診断や改修費用に対する助成や耐震改修促進計画の改定等を行うものです。

次に、危険地区からの移転促進事業で2,321万9,000円を計上しています。これは、崖地の崩壊等の危険から住民の安全を確保するために、国の交付金事業であるがけ地近接等危険住宅移転事業にあわせて、県単独事業の危険地区からの移転促進事業を新たに実施するものです。

最後に、民間建築物アスベスト緊急改修促進事業で4,274万5,000円を計上しています。これは、民間建築物のアスベスト除去等に対

する助成や、主に1,000平米未満の建築物について、アスベストの使用実態把握のためのデータ整備を行うものです。

建築課は以上です。

○深水営繕課長 営繕課です。

資料の28ページをお願いいたします。

県有施設保全改修費で3億1,606万3,000円を計上しております。これは、総合庁舎等県有施設について計画的な保全改修を行い、県有施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減等、効率的な保全を推進するものです。

なお、施設主管課が行う大規模な改修工事や新築工事については、別途施設主管課より予算要求がなされています。

営繕課は以上です。

○上妻住宅課長 住宅課です。

資料の29ページをお願いいたします。

まず、1段目の公営住宅ストック総合改善事業費で8億8,444万7,000円を計上しております。これは、県営住宅ストックを有効活用するため、計画的な修繕や改善工事を行い、建物の長寿命化を図るとともに、入居者の安全や良好な居住環境を確保するものです。

(1)は、建物の長寿命化等のために、屋根防水、外壁改修、室内の段差解消や手すりの設置などの住戸改善を行うもの、(2)、(3)は、居住性向上や安全性確保のために、給水やガスの設備改修を行うものです。

次に、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費で2億774万円を計上しています。これは、高齢者向けにバリアフリー化し、生活支援サービスを備えた賃貸住宅を供給する民間事業者に対して助成を行い、高齢者向け賃貸住宅の整備を促進させるものです。

住宅課は以上です。

○増永慎一郎委員長 以上で平成27年度主要事業等の説明が終わりましたので、質疑を受

けたいと思います。

ただいまの説明について質疑はありませんか。——ありませんか。

○城下広作委員 20ページの生活排水処理構想事業の部分でございますけれども、このことで、よく浄化槽が老朽化して古くなるということが問題になるんですけれども、その前に、老朽化して問題になるのは、浄化槽の機能が損なわれて、結果的に悪水を逆に出してしまうということに対していろいろ考えていかにかいにかぬのんですけれども、例の法定点検の率、これはちょっと熊本県どのくらいになっているんですかね。そして、全国的には法定点検も、全国から見て、うちは高いのか低いのか、ちょっとその辺をはっきりさせてください。

○宮本下水環境課長 熊本県の今の受検率でございますが、11条検査のほうが、昨年度、平成25年度で60.3%となっております。全国でいきますと、全国平均のほうが——済みません、少し時間をいただいてもいいですか。

○城下広作委員 全国でわからなければ、その60.3%という、これがまず高いと思っているのか、まだまだ厳しいから上げなきゃいけないと思っているか、ちょっとこれの認識を。

○宮本下水環境課長 このうち、先ほど申し上げました受検率の中で、単独浄化槽のほうがやはり低いようになっております。やはりまだまだ高めていく必要があるというふうには考えております。

○城下広作委員 いわゆる法定点検ですから、法律で定めて点検をなささいというのが大前提。そうしますと、それは100%になるというのが基本的な考え方。それが約4割は

法定点検ができてないということは、どういふふう処理されているか明確ではないというように考えられるわけですよ。だから、せっかく浄化槽を設置しても法定点検が進んでないということは、ある意味では、長く設置して、そのまま壊れた状態で運転をしているという浄化槽もあるというふうに聞いております。それは結果的には河川にそのまま流れるということで、この法定点検を上げるということが、これは絶対大事だというふうに思うんですけども、この辺の構想をしっかりとこの中では考えるという理由にはなるんですかね。

○宮本下水環境課長 今度の新しい構想といいますが、現在も構想を持っておりますが、その中で人口減少とか施設の老朽化というのが進んでおりますので、これから早期に未整備区域をやるためには、区域の見直しですとか、施設の統廃合ですとか、そういう観点を踏まえて、長期の維持管理体制なども踏まえたところで整理したいというふうに考えております。

○城下広作委員 恐らく今の課長の話は、今から未整備区間、浄化槽とか下水道がないところ、こういうところにしっかりと推進をしていこうと。ただ、それ以前に、もう既に浄化槽を設置したりしているところで法定点検がなされてないということだから、まだ全然ついてないとか今からだと、当然最初から法定点検の重要性とかいうことを言っていないと、同じような形で、設置しても管理がおぼつかないという状況になるから、既にある既存のところをしっかりとまずするというのもやっとならないと、両論でやっていかないと、新たに全然ついてないところに対してやることは当然大事なんですけれども、既存のことにしっかりと手を打つというふうな形の分、これを考えていただきたいというふうに

思います。

あわせて、浄化槽のちょっと問題で、昔は家族がたくさんいて大きな浄化槽、ところが、だんだんだんだん家族が減っていくと、1人で住んでいく状態になると。そうすると、そのときの負担というのは全然変わらないですね。これも非常に何か複雑なちょっと問題なんかもあって、この辺も今後どうするかという、いろいろ考えなきゃいけない部分もあるんですね。

それと、浄化槽の点検で、要は、だんだん家族が少なくなって高齢者が1人になると、年金生活とか本当に所得が少なくなると、先ほど言った法定点検ですらなかなか負担ができないという人も中には出てきて、経済的理由で、やりたいけれど、パスをするというようなことがあるもんですから、この辺の経済的負担というか、それによって法定点検がなされなければ、まあ、ある意味では、一定の所得の低い人、負担がなかなかできにくい人には、何かしらの、いろいろ補助というか、いろんなことも考えるときが、だんだんだんだん高齢化社会になって出てくるのかなというのもあるんですけども、既にそのことを考えて取り組んでいるような県もあるやに聞いておりますので、この辺の認識はどうでしょうか。

○宮本下水環境課長 熊本県では、3つの自治体が浄化槽の維持管理に対して助成のほうをされております。各自治体は、浄化槽に限らず、公共の集合処理あたりを複合的に展開されておまして、また、それぞれで建設費にかかる補助をされているところです。私どもとしましては、それぞれの自治体で地域の状況に応じたその取り組みをされておりますので、まずは、その基礎自治体のほうの方々に維持管理に関しての御検討をお願いしたいということで働きかけはしているところでございます。

あわせて、国のほうにも、補助率のかさ上げですとか維持管理の制度あたりについては要望はいたしているところでございます。

○城下広作委員 この浄化槽の問題を今課長にずっと話をしたのは、もともと部署が環境のほうだったんだから、ちょっと地域が違った、エリアが違ったところで、今後は新たにこちらの下水環境のほうに移動したのだから、ある意味では、そういう引き継ぎもしっかり含めてよく御理解をしていただきながら進めていただきたい。大変なれない仕事から1つ加わったみたいな形になるものだから、ぜひ頑張っていたきたいということを含めてちょっと確認をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○森浩二委員 監理課に、12ページ。若手技能者の雇用促進のための賃金助成、これはどういう——ちょっと細かく。企業にやるんですかね。

○成富監理課長 若手技能者の雇用促進のための賃金助成は、企業に40歳までの人が採用された場合に、その人を認定訓練校にやった場合は、その人の賃金を助成するもので、企業にやるものです。

○森浩二委員 訓練校にやらんといかぬわけだな。ただ入れるだけじゃだめなんだな。

○成富監理課長 はい。

○森浩二委員 なんか、そぎゃん言いよったな。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○楠本千秋委員 その下の建設産業のイメージアップ戦略というのはどのような内容になるんですかね。

○成富監理課長 昨年度からやらせていただいているのが、まず、小中学生向けの広報誌ということで、どぼくま新聞というのを出版させていただいている。もう一つは、魅力発信展示会ということで、昨年度は、夢まちランド、辛島町でやって、あとは、科学の祭典、これはグランメッセでやったんですけども、そういうところで、お子さんとか親御さんたちに建設機械を試乗してもらおうとか、技能士会にもお手伝いいただきまして、木工とか塗装の練習をしてもらおうとか、そういうのをやりました。あとは、学生を対象とした現場見学会、これは、建設業界の各支部とも連携してやっているんですけども、そういうこともやらせていただいています。それと、これは建設産業団体連合会とコマーシャル、これはテレビのコマーシャルなんかも今放映させていただいております。そういう取り組みを今イメージアップ戦略としてやらせていただいています。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 13ページの用地補償説明業務の民間委託というので、これは単純に、通常道路改良して現道がひっかかります、そこに対する用地補償の部分を、今まで県の職員が、用地課の方が行ったけれども、これを代行するということですかね。

○久保用地対策課長 おっしゃるとおり、県職員が行っていた分を民間に一部出して、今テスト的にやっているという状況でございます。

○城下広作委員 そのときの、まあ、単価と
いいですか、その算定の仕方といいですか、
その交渉をする単価、基準というのは、企業
が、補償コンサルタントとかそういう不動産
鑑定士とか、そういうところになるのかな。
どうですかね。相手が全く民間なのか、どう
いうところが専門職なのか、ちょっと確認
を。

○久保用地対策課長 これは、補償コンサル
タントのみに今対処しています。それで、今
県内に23事業者ほどございますけれども、そ
この事業者の中で、日本補償コンサルタント
協会という一般財団法人が資格を与えている
補償管理士という資格があるんですけども、
その職員がいるところに出しているという
状況でございます。といいますのも、通常
の民間の買収と違いまして、公共の買収で
ございますので、補償の基準ですとか、そう
いったものをよく承知しとっていただく必要
があるという考え方で出しておる状況でござ
います。

○城下広作委員 まあ、県職員の方が行かれ
たときは、結構相手が難航すると。簡単に
いくケースと何十回も足しげく通わにやいかぬ
分と。昔はよく相手とほんと、飲食をともに
じゃないけれども、そういうコミュニケーション
をとるためにいろいろやると。非常に幅が
ある仕事だなと思って、この契約金額を決
めるため、なかなかどのくらいこの用地に
はかかるだろうとか、人間が相手だから、非
常にその辺の所要する時間というのが大体ど
のくらいなのかという、その基準というの
はなかなか難しいのかなと思うけれども、
どういう基準か、ざっくりと大体。

○久保用地対策課長 一応国土交通省がこの
取り組みは先に取り組んでおられまして、
そこで使っているいわゆる委託の仕様書なり、

そういった単価基準、そういったものを利用
してから使っているということです。内容に
よりますと、内容的には、大体のスケジ
ュールといいですか、そういったものをあ
らかじめ立てた上で計算していくという形
で委託料を差し上げている状況になります。

○城下広作委員 まあ、結果的には、だんだ
んだんだん私は進むこともありかなと思
います。ただ、県職員でやったときと民間
でやったときのやっぱり検証はどこかの
段階でやりながら、これは民間でや
ったがはるかに進むとか、そういうふう
に今まで県職員でやったほうが単価
的にはある意味ではいいのかなとい
う分の検証というのは、いろんな段階
でやっていく必要があるかなと思
うんですけども、それはどうでしょう
かね。

○久保用地対策課長 おっしゃるとおりで
ございまして、職員が行かないと、や
っぱりなかなかトラブルとかい
うことが発生する可能性もござ
いますし、また、常に用地課長の
そばにいない民間の方が交渉相手
になるわけですから、通常
の連絡、そういった事務的な効
率性とか、そういったものも
いろいろちょっと課題が
考えられます。よって、
去年からですけれども、
2年間にわたってこれを
ちょっと検証しようとい
うことで取り組みを進
めておりまして、昨年
は要領を定めて、そ
して2件ほど委託を
実際出したという
状況でござ
います。ことしは、
できるだけちょっと
幅広く検証する
意味で、できれば
10カ所程度ぐ
らい委託を出
して検証して
いきたいな
というふう
に考えて
おります。

○城下広作委員 わかりました。

○濱田大造委員 ちょっと基礎的なことを
教えてください。

都市計画課さんになるかと思
いますけれど

も、私、市内選出の県会議員やらせていただいているんですけども、要望として、有権者から、浜線バイパスとか、あの辺の渋滞、何とかならないかという話をよく聞くんですけども、政令市になってますので、その辺の対応は今どういうふうになっているのか、教えてください。

○松永都市計画課長 今御質問の浜線、一つの例だと思うんですけども、委員御指摘のように、政令市以降で熊本市内の県道関係は熊本市のほうで管理やっていますけれども、一方で、平成24年度に、熊本市も含めた5市6町1村を対象としたパーソントリップ調査というのを、これは第4回になるんですけども、やりました。それで、この目的というのは、人の1日の動きを、どういう手段で、どういうふうな目的で動かれているかというのを調査するんですけども、そのデータを踏まえて、将来の都市交通のあり方というのを策定していくことになるんですけども、その中で当然市内の渋滞対策をどうするかという点について、今、熊本市も、県と熊本市が共同事務局なんですけれども、そのほか、交通事業者とか周辺市町も入ってますので、その中で今議論をやっている最中です。

以上です。

○濱田大造委員 それはもう主導は熊本市ですかね、どうなっているんでしょうか。

○松永都市計画課長 今言いましたように、県と市は一応対等の立場で、県と市で共同事務局ということで、その周りに交通事業者とかほかの市町村が入っているということで、共同してやっていくという状態です。

○濱田大造委員 ありがとうございます。

もう1つございまして、住宅課さんにちょっと、これも基本的なことなんですけれど

も、今、公営住宅、対象となっているのは何戸ぐらいあるんでしょうか、教えてください。

○上妻住宅課長 公営住宅は、42団地で8,530戸ございます。

○濱田大造委員 この公営住宅では、考え方として、今後現状維持でいくのか、戸数としてですね、どういうお考えなのか。

○上妻住宅課長 現在ある県営住宅を、耐用年数が70年間ございますので、70年間は、先ほど説明しました公営住宅ストック総合改善事業を使いまして、70年間の耐用年数いっぱい使っていきたいと思います。

それで、今後また、例えば公営住宅の建てかえとか、新たな供給については市町村に委ねたいと思っております。

○濱田大造委員 了解です。

○増永慎一郎委員長 いいですか。

○濱田大造委員 はい。

○河津修司委員 初めてですので、ちょっと初歩的な質問ですが、20ページの先ほどの下水道の接続経費の2分の1の補助というのは、これは接続を、宅内の改装まで入るんですか、その配管だけですか。

○宮本下水環境課長 接続する配管のほうになります。

○河津修司委員 それだけですね。それから、27ページの建築課で建築物防災対策推進事業ということで、これは、対象になる戸数とかどれぐらいあるんですか。

○清水建築課長 ここに書いております大規模建築物の耐震診断、耐震改修促進法というのがございまして、それが改正されたことし中に、おおむね5,000平米で3階以上のものは耐震診断の義務化というのがございまして、その対象になっておりますのは、県内で76件ございます。

○河津修司委員 これは耐震診断だけですか、改築まで入るわけですか。

○清水建築課長 法律で義務づけられておりますのは耐震診断までです。それで、一応その耐震診断をお受けになりまして、耐震性能がないということになりますと、非常に民間の施設が多うございますので、業務上の問題もあろうかということで、県のほうで、ことしから改修費についても補助制度をつくっております。

○河津修司委員 それから、その下の危険地区からの移転促進事業の新規で、危険地区からの移転促進事業(県単独)ということ、これも対象戸数が何戸とかあるんですか。

○清水建築課長 これにつきましては、建築課と砂防課で一応共同して事業をやるようになっておりまして、今御質問がありました建築課分につきましては、がけ地近接等危険住宅移転事業、国の制度に乗っかってやっているのは今までございましたけれども、それにあわせて、建築課のほうで予算取りをしております、この分については、一応5戸、5軒を計上しております。

○河津修司委員 5軒分ですか。何かえらい少ないような気がするんですが。

○清水建築課長 がけ地近接等危険住宅移転事業というのは、かなり以前からやっております。

まして、近年はあんまり御利用いただいてないということもございます。それで、その理由といたしましては、1つは、利子補給という格好で、お金を借りた方に一応その分を補助するとか、それとか、既存不適格といたしまして、崖の近くにちょっと違法に建ったものは対象にしないというふうなことがございまして、近年は、ほとんどちょっと御利用がなかったような状況がございまして、この5軒というのは、新たに県が単独で既存不適格であっても補助対象にしたものですから、それと、特別警戒区域というのを今指定しておりますが、その区域に入ったものは一応対象にするというふうなことになりますので、初年度は5軒分で一応予算を計上してやろうというふうなことでございます。

○原田砂防課長 砂防課ですけれども、補足しまして、今の危険地区からの移転促進事業、私どもの課にも予算計上しておりますが、砂防課においては、予算上は、一応対象戸数が30戸ということで、今のところ計上しております。

○河津修司委員 そうなると、その対象、課で違うということになると、事業内容そのものが何か違うんですか。

○清水建築課長 この単県事業が戸当たり300万を限度にしておりますが、その制度スキームは全く同じでございます。それで、砂防課の場合は、その300万だけを御利用になる方を一応予算計上しております、建築課につきましては、先ほど御説明したのがけ地近接等危険住宅移転事業とあわせて御利用になる方を、その分だけを計上しているということでございます。

○河津修司委員 17ページの……。

○増永慎一郎委員長 河津委員、ちょっと。関連して、今の関連でいいですか。

その事業は、何か聞いたら、直接お金を市町村に払われるということで、市町村が条例とかをつくらないとできないという話になっているんでしょ。

○原田砂防課長 砂防課ですが、基本的に事業主体は市町村でございます。それで、市町村がこの事業に関する要項を策定し、なおかつ、予算化していただくと。その中で申請者と協議の上、それは土砂災害特別警戒区域内に存在する住宅ということであれば、市町村のほうに申請者が申請していただくと。それが完了した時点で県のほうから300万円を上限として市町村にお支払いすると、そういう仕組みになっております。

○増永慎一郎委員長 もう何か事業がいかにもできているというふうな形で、お金が出るとだろうというような話が先に出てきているんですよ、今。ただ、実際どの時点でスタートができるのかということは、やっぱりきちんと周知してもらわないと、もう何か、この前移転したばってん、金出っとだろうというような話もう実際出てます。私にもきのう電話かかってきました。ですから、今何か阿蘇市だけがそういった条例をつくっているというふうな話を聞いたんですが、どれくらいの市町村で整備ができていいのか、その辺、ちょっとわかりますか。

○原田砂防課長 砂防課ですが、市町村の取り組み状況としましては、6月11日に調査した時点においては、現在その要項を策定しているのは20市町村、検討中は16ということになっております。予算措置については、予定しているところが13市町村ございまして、検討中が12市町村、9月までに予算措置を行うとしているのは14市町村となっております。

ます。

○増永慎一郎委員長 9月までですね。

○原田砂防課長 はい。

○増永慎一郎委員長 まあ、そういうことで、きちんと市町村あたりで準備をされているということであればいいですけども、何かお金が出るということだけが先行して、何か一部選挙で、それができましたということでふれられた議員の方もいらっしゃるんですよ。ですから、なっとつとに何でお金出らぬと、という話も出ていますので、その辺は、各市町村あたりにもきちんと周知徹底をされるように、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

済みません、河津委員。

○河津修司委員 17ページのロード・クリーン・ボランティア、これはボランティアなのにこの経費が要するという、これは何ですかね、その用具とか何とかな費用ですか。

○高永道路保全課長 ロード・クリーン・ボランティアと協定を締結しておりますけれども、団体とですね。それで、作業をしていただくに当たって、軍手とかほうきとかそういうものとか、あと、傷害保険の加入とかそういうものの経費でございます。

以上でございます。

○河津修司委員 最後というか、阿蘇のほうの災害対策ですが、ことして大体終わるといふことなんでしょうか。全体的に見たときにどれぐらいになるんでしょうか。

○村上河川課長 河川課でございます。

河川課では、阿蘇の黒川の激特事業を行っておりまして、激特事業は、期間としまして

は、おおむね5年ということで事業を進めております。それで、ことしは、まだその事業の折り返しの年となります。それで、現在、阿蘇市内の黒川では、河川を整備するのが、遊水地とか輪中堤とか、そういうものをメニューに取り組んでおまして、まちづくりと非常に連携するものですから、その点を今まで地元代表者とか学識経験者を含めて話し合いを行ってきたところでございます。それで、実際の工事になりますと、遊水地の工事には、1つは着工しておりますけれども、もう一つは、ことしからということになります。それを大体あと3年ぐらいを目指してやっていくこととなりますので、まだ道半ばというところでございます。

以上です。

○増永慎一郎委員長 これは報告事項で後で報告するようになっていきますので、そのときにまた質疑等はしてください。

○宮本下水環境課長 下水環境課です。

先ほど河津委員のほうから接続の対象で御質問があった件で、配管費と御説明申し上げましたが、水洗便所への改造と浄化槽の撤去、これは対象としてなりますので、補足説明をさせていただきます。

○河津修司委員 じゃあ、トイレの改修も対象になるということですね。

それと、炊事場とか風呂場もなるんですか。

○宮本下水環境課長 それはなりません。

○河津修司委員 トイレだけ。

○宮本下水環境課長 はい。

○河津修司委員 下水道とつながっている全

てでしょう。

○宮本下水環境課長 配管のほうは対象とはなりますが。

○河津修司委員 なるほど。わかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかに。

○濱田大造委員 24ページの港湾課さんにお尋ねなんですけれども、クルーズ船についてちょっと質問したいんですけれども、来年、まあ、ことしも含めて40隻ぐらい何か熊本に寄港する予定があるとかないとかそういう話を聞いたんですけれども、九州で一番クルーズ船が来ているのが福岡と。それで、多分県としても、どんどんクルーズ船が来てくれるように、そういう対策を練っていると思うんですけれども、今の現状の問題点と何トン級の船が、私もちょっと疎いんですけれども、何千トン級のクルーズ船が一番多くて、どういふのをターゲットにしているのか、また、現状では何が足りないのか、教えてください。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

まず、クルーズ船について、現状の御説明でございます。平成27年度につきましては、外国籍のクルーズ船9隻寄港予定でございます。28年度につきましては、さらにそれ以上の寄港打診があっている状況でございます。

まず、クルーズ船の寄港における大きな課題でございますが、八代港は、物流拠点港でございます。貨物利用者の荷役等に過重な負担をかけない範囲でクルーズを受け入れることとしております。

具体的にいいますと、貨物船とクルーズ船の岸壁の利用調整等がまず最初に整理といたしますか、解決すべき事項として、現在、貨物利用者とバース会という調整の場をつくっ

て、そこで調整を図っているところでございます。

2点目でございます。

八代港におきましては、8万トン級未満のクルーズ船は水深10メートルの岸壁、8万トン級を超えますクルーズ船については、水深12メートル、14メートル岸壁で受け入れることとしております。

まず、クルーズ船を受け入れるためには、安全な航行のためのルールが策定が必要でございます。これにつきましては、現在、アジア等に配船されています最大級の16万トンのクルーズ船を対象としたルールをことしの6月に策定したところでございます。

さらには、クルーズ船を受け入れるには、受け入れ環境の整備等も順次必要な整備を進めているところでございます。

八代港におきましては、現在打診があつています16万トンを目指して受け入れているところでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 熊本港はどうか、教えてください。

○平山港湾課長 熊本港におきましては、クルーズ船の実績としましては、日本丸という2万トンクラスのクルーズ船が来たところがございます。熊本港というのは、水深がマイナス7.5メートルでございます。先ほど御説明しました今要請等があつています大型クルーズ船は、12メートル以上の水深が必要でございます。熊本港におきましては、その水深が現在確保されてないというところで、現在寄港打診があつていますのは、主に八代港中心でございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 今後、熊本港でも12メートル以上やるという計画というのはあるんでし

ょうか。

○平山港湾課長 熊本港については、港湾計画で、水深7.5メートル及び水深10メートルが港湾計画で位置づけられております。現在、水深7.5メートルの1バースの整備が終わっているところがございます。7.5メートル2バース及び水深10メートルの整備につきましては、今後の熊本港で取り扱います貨物量あるいはコンテナ量等を見ながら、必要な時期に整備していきたいと考えております。

以上です。

○城下広作委員 その八代港の、私も、そのことはもうちょっと話をいろいろ聞いているんですよ。既に今来るクルーズ船の予定では困るというふうに今貨物とかそういう方たちが言っているのか、今からこれ以上ふえると困るという次元なのか、どっちなんですか。ここが大事なところなんだけれども。

○平山港湾課長 平成27年度の先ほど御説明しました9隻につきましては、貨物利用者と岸壁の調整が済んでおりまして、受け入れは問題ございません。

ただ、地元から、さらにそれ以上ふえた場合、貨物利用に過重の負担を与えないように調整はしたいと思つているところがございますが、そのあたりが企業の中で一部懸念する声というのは上がっているのは事実でございます。

以上です。

○城下広作委員 大変大事な明るい話題であり、ほんと、活力ということで期待もしたい部分。ただ、もともとのその港の役目という部分とのバランス、今後は非常に難しくなるのかなど。ただ、向こうとしては、ツアーを組んでくれて大変ありがたい部分もあるから、非常にここは今から悩ましいところだ

が、よく協議をしていただいて、ウインウィンになるような形でやっぱりやっていただきたいですね。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○楠本千秋委員 改めて天草市・郡選出の楠本ですけれども、天草の人たちの関心事の高規格道路のことについてちょっとお伺いをしたいと思います。まず、本渡道路について、14ページですけれども、もう2年ほど前に、知事を迎えての基準点の式典、セレモニーが大々的に行われたのも記憶しているんですけども、もうそれから多分2年ほどたつんですけれども、どういう状況なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○宮部道路整備課長 本渡道路につきましては、現在用地の測量が終わりまして、用地の幅というのは確定しております。それで、今はその用地の単価と、もしくは建物等がかかりますので、その建物調査等に今から入っていく予定でございます。そして、また、それが固まりましたら順次用地の買収に入っていくということで今考えております。

以上でございます。

○楠本千秋委員 そのスタートのときに、ちまたでは、10年というお話をお伺いしていたんですけども、もう2年という、さっき言いましたけれども、今の流れでいくと、どんな感じで進むのでしょうかね。

○宮部道路整備課長 非常に予算の、後でもちょっと債務負担設定のところまで御提案させていただくんですが、基本的に現在国からの予算の内示といいますか、つきぐあいが非常に、我々が期待するとおりに実はずついてないところが実情でございます。しかしなが

ら、それにつきましては、可能な限りやりくりをしながら、何年度までにとというのはなかなか今の段階では申し上げられませんが、基本的に今委員がおっしゃられました10年というようなことを目標にしながら、鋭意頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○楠本千秋委員 その国への要望ですけれども、この7月の13、14に僕らも参加して頑張りたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

○緒方勇二副委員長 29ページの住宅課にお尋ねしますけれども、部長のほうからも、幸せ実感の加速化、見える化、核心を突くという視点からいけば、公営住宅のストック総合改善事業費の居住性向上事業とか安全性確保事業、これはもうまさに大事なことなんですけれども、この今の社会的ニーズとして、給湯設備がガスなのかIHなのか、今の民間のマンションとかそういうものは全て電化していると思うんですね。しかし、公営住宅は、いまだにガスとか、多分お風呂もガスでしょう。こういう状態が、ここで言う将来の高齢化をにらんでというところではいけば、これが本当に確かなことなのかなと思いますけれども、長寿命化の中に住戸改善と入れてますけれども、そういうスペースがないものなのか、この辺を将来見通したとき、どういう考え方をされていますか。

○上妻住宅課長 住宅課でございます。

委員の御指摘のとおり、現在は、給水設備とか、ガス管があるやつを、その管自体の寿命を長くするような改善を行っているところでございますが、ガスにつきましては、都市ガスのところは都市ガスを使わせていただいているし、都市ガスがないところはプロパンガスですね、それを使わせていただく。それ

で、委員の御指摘の電化ということについては、いわゆる公営住宅は低所得者を対象としておりますので、そのあたりで、まだ電化が一般的に進んでおりませんので、今のところ、今ある現状を現状のままで長く使っていきたいというふうに考えております。電化にする考えは、今のところございません。

○緒方勇二副委員長 よく相談を受ける事例が、もう高齢化になって認知症一歩手前といったときに、袖口をよくガスコンロなんかで火災、自分でやけどをされる事例がまま見受けられますよね。そういうときに、低所得者で高齢者用の住宅ですと言うたときには、まさにですよ、これは私は核心突いて、やっぱり社会的ニーズとしてIH化は進めるべきじゃないかなと私は思うんですけども、そういう火災の観点ですたいね、住戸が密集しているところなんかですね、一戸建ちなら別に、それは自分の考え方もありますからあれですけども、県として、県営住宅として、どう考えていった方がいいのかなと思うんですけども、それも御検討ください。

○増永慎一郎委員長 要望でよかですか。

○緒方勇二副委員長 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかありませんか。

○濱田大造委員 同じく住宅課にちょっとお聞きしたいんですけども、政府が最近空き家対策を言い出したと思うんですが、地方創生で空き家対策と。住宅課はどういうふうなかわりを持っているんですか、教えてください。

○上妻住宅課長 住宅課でございます。

5月の26日に全面施行されました空き家等対策特別法では、県と市町村の役割が明確に

されております。市町村は、空き家についての情報収集や活用、さらには危険な特定空き家についての立入調査とか除却などを行い、県は、市町村に対しまして、情報提供や技術的な助言、市町村相互の連絡調整などを行うこととされております。このため、県では、5月の法の全面施行を受けまして、早速市町村連絡会議を開催しまして、法やガイドライン等をもとに、市町村の役割や空き家等対策計画の作成などについて情報提供を行いました。

今後も、市町村間の情報共有や意見交換の場を持つなど、市町村の空き家対策への取り組みを積極的に支援してまいりたいと思っております。

○濱田大造委員 よかです。

○増永慎一郎委員長 なければ、私のほうから1つ、最後に。

14ページです。道路整備課にお伺いします。

橋梁補修事業ですね、ここに私がいつも一般質問をしております田口橋が載っております。初めてこういうふうな形で予算化ということになったんだと思いますが、具体的にどういったことを今年度されるんですかね。

○宮部道路整備課長 田口橋につきましては、本当に委員長から強く要望いただいておりますし、また、甲佐町の奥名町長からも非常に強い、あわせて要望いただいているところでございます。

我々といたしましても、この田口橋につきましては、非常に幅が狭い、そして幅が狭い上に交通制限がされているというような、非常にやはり問題を抱える橋じゃないかなということで、そこは認識しておりまして、鋭意今まで検討を重ねてまいりました。

その結果、実は、全てをかけかえるという

ことになりまして、やはり相当数のお金がかかるということ、やはりどうにかもう少しコストを削減しながらやれることができないかということで鋭意検討する中で、既存の現在の田口橋の下部工につきましては、健全度のちょっと評価をしましたら、ある程度まだ頑丈というような結果が出てまいりました。それを受けまして、まあ、我々としては、限りある財源ですので、既存ストックの有効活用という観点からも、その下部工はそのままに活用しまして、その上で、上部工の橋桁の部分だけを撤去して新しい上部工にかけかえるというようなことを考えてまいりました。

その結果、いろいろと管理者である河川国道、緑川ですので、国交省さんとの協議を行いまして、ある程度協議が調いましたので、先ほど委員長が言われましたとおり、26年度から新規に今回事業に着手することとなりました。

それで、現在のところ、橋梁の詳細設計の入札の手続を現在行っているところでございます。この手続が終わりましたら、橋梁の上部工のタイプとかいろいろなことを設計書をつくりまして、それから工事に入っていくというふうに思っています。

ただ、今年度につきましては、やはりちょっと設計でとどまるということで考えております。

○増永慎一郎委員長 わかりました。

○宮部道路整備課長 以上でございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんかね。

なければ、これで主要事業の質疑を終わりたいと思います。

次に、付託議案等の審査を行います。

付託議案等について関係課長から順次説明をお願いします。

○成富監理課長 監理課でございます。

お手元の建設常任委員会説明資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

平成27年度6月補正予算資料でございます。

今回の補正予算は、阿蘇中岳噴火に伴う降灰対策に要する経費及び社会資本整備総合交付金事業等の国庫内示増に伴う増額補正等を計上しております。

上の表の2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業については、補助事業で2億7,540万円、県単事業で1,570万8,000円を計上しております。投資的経費計といたしまして2億9,110万8,000円となります。また、消費的経費といたしまして112万2,000円を計上しております。一般会計計としまして2億9,223万円の増額となっており、6月補正後の一般会計の合計予算額は、3段目にあります850億830万5,000円となります。また、上の表の右側の特別会計については、補正予算の計上はありません。その右側の合計欄の3段目ですが、一般会計、特別会計合わせた今回補正後の予算額は916億2,064万4,000円となります。

また、各課別の内訳表につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2 ページをお願いします。

平成27年度6月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載しております。表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。今回補正額の財源内訳としまして、国支出金が8,246万7,000円、地方債が1億6,300万円、その他が1,806万4,000円、一般財源が2,869万9,000円の増額でございます。

以上が土木部全体の予算額の状況でございます。

ます。

監理課は以上です。

○宮部道路整備課長 済みません、御説明の前に、さっきちょっと1つ訂正をお願いいたします。

先ほど、田口橋で26年度新規というお話をしました。これは、済みません、27年度新規でございますので、訂正させていただきます。

それでは、ちょっと御説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

資料の3ページの道路改築費の右側説明欄をごらんください。

今回、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

国道266号、大矢野バイパスの新天門橋につきましては、平成24年度に設定いたしました債務負担行為に基づいて28年度までの契約を締結し、現在鋭意整備を進めております。今回、契約総額は変わるものではございませんが、今年度の国庫内示減及び工程を精査した結果、各年度の契約額を変更する必要が生じたために、債務負担行為の設定を行うものでございます。

道路整備課は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○高永道路保全課長 道路保全課です。

資料の4ページをお願いします。

阿蘇中岳噴火に伴う降灰により、県が管理する国県道のうち、歩道など狭隘な場所の降灰等は通常の大型の清掃車が使用できず、きめ細やかな対応ができていない状況にあります。このため、説明欄に記載のとおり、小型路面清掃車1台を導入するための予算とその小型路面清掃車を使って維持管理業務を実施する予算を合わせて、単県道路修繕費として1,201万円を計上しております。なお、地元

市町村からは、住宅地の露地や狭小な道路の降灰除去支援の要望が上がっていることから、要望があれば、市町村へも貸し出しを行うこととしております。

道路保全課は以上でございます。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

建設常任委員会説明資料の5ページをお願いいたします。

1段目の港湾建設費として2億6,940万円を計上しておりますが、これは国庫の内示増によるものでございます。

内訳は、重要港湾改修事業費で八代港の土砂処分整備費として2億538万円、港湾補修事業で熊本港における泊地のしゅんせつや八代港における防砂堤のかさ上げ等の経費6,402万円を計上しております。

補正予算に関しては以上でございます。

○原田砂防課長 砂防課です。

説明資料6ページをお願いします。

上から1段目、砂防費の補正予算としまして1,082万円の増額を計上しています。2段目の砂防調査費で482万円の増額を計上しております。これは、阿蘇山噴火に伴う降灰による土砂災害に迅速に対応するため、昨年12月8日から火口周辺の10地点で実施している降灰堆積厚の観測を、噴火活動が継続していることから引き続き調査を行うための費用です。3段目の砂防激甚災害特別緊急事業で600万円の増額を計上しておりますが、この予算は国庫補助事業でございまして、国の内示増による補正です。

砂防課の補正後の予算額は、補正前の83億8,508万7,000円に補正額1,082万円を加えまして83億9,590万7,000円になります。

砂防課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○平山港湾課長 7ページをお願いいたしま

す。

議案第15号の財産の取得について御説明いたします。

本議案は、八代港内港地区の国有地を八代市環境センター用地として取得するものでございます。

提案理由に記載しておりますとおり、港湾法第53条の規定により、一旦港湾管理者である県が国から取得し、その後、護岸の管理用地を除いて八代市に譲渡する予定でございます。

詳細は、8ページの概要で御説明いたします。

取得予定の財産は、八代市港町298番2の国有地2万9,967.23平方メートルです。当該地は、国が国有水面埋め立て免許を受け、直轄工事で整備した港湾用地でございます。また、本件については、本年2月24日に熊本県財産審議会に諮問し、3月16日に当該財産取得が適当である旨答申を受けております。

なお、取得の予定額については、国からの譲渡予定額の内示をもとに、1億5,939万747円と設定しております。

以上でございます。

○成富監理課長 監理課でございます。

9ページをお願いします。

第16号議案工事請負契約の変更についてです。

この議案は、平成26年9月定例県議会において議決された工事請負契約について、材料及び業務単価の変更のため、金額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、10ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、翔陽高校実習棟改築その他工事、工事内容は、鉄筋コンクリートづくりの3階建て、延べ面積4,872平方メートル、工事場所は、菊池郡大津町室1782番地内、請負契約締結日は、平成26年10月6日、請負業者

は、三和・宇都宮建設工事共同企業体、契約工期は、契約締結日の翌日から平成27年8月31日まで、変更契約金額は、8億9,100万円を9億776万4,165円に変更するもので、1,676万4,165円の増額となります。契約金額の変更理由としましては、契約締結時点の労務単価が平成27年2月1日に約4.5%引き上げたこと等に伴う増額でございます。

監理課からは以上です。

○高永道路保全課長 道路保全課です。

道路の管理瑕疵に関する専決処分報告及び承認については、説明資料11ページの第17号議案から20ページの第21号議案までの5件でございます。

まず、資料の11ページの第17号議案でございますが、詳細は、右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成22年7月15日午前10時15分ごろ、上益城郡益城町大字寺迫の主要地方道益城矢部線で、被害者が原動機付自転車で進行中、路上に生じていた段差により転倒し、右肩等を負傷したものであります。

県としましては、事故後、和解に向け努力しましたが、平成25年5月22日に被害者から提訴され、本年2月3日に、熊本地方裁判所において、道路管理者に対して請求額の約7割の支払いを命ずる旨の判決言い渡しがあり、原告、被告ともに控訴しなかったことから判決が確定し、既に被害者本人への損害賠償金の支払いは済んでおります。

今回、被害者がけがの治療において健康保険証を使用していたことから、被害者の治療費を一部負担した裁判外の健康保険の保険者である益城町及び熊本県後期高齢者医療広域連合から請求があったものです。

賠償の考え方につきましては、判決で示された過失割合と同様に、治療費の7割に当たる157万3,819円を賠償額として決定し、支払っております。

次に、資料13ページの18号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成27年2月22日午後8時ごろ、球磨郡五木村椎葉の主要地方道宮原五木線で、和解の相手方が所有する普通乗用自動車が行進中、進行方向左側ののり面から倒れて道路を塞いでいた樹木に衝突し、フロントガラス等を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の6割に当たる19万8,000円を賠償しております。

次に、資料15ページの第19号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成27年4月5日午前10時ごろ、菊池郡大津町大字陣内の一般県道瀬田竜田線で、和解の相手方が軽四輪乗用自動車で行進中、路上に生じていた穴ぼこに左後輪が落ちてパンクしたものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の3割に当たる5,184円を賠償しております。

次に、17ページの第20号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成27年4月5日午前10時45分ごろ、菊池郡大津町大字陣内の一般県道瀬田竜田線で、和解の相手方が所有する普通乗用自動車が行進中、路上に生じていた穴ぼこに左前後輪が落ちてパンクするなどをしたものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の5割に当たる10万7,028円を賠償しております。

なお、この20号議案と第19号議案は、同じ穴ぼこによる事故でございます。

また、賠償の割合の違いは、第20号議案が、対向車がいたため、反対車線に避けることができなかったことを考慮しているためです。

最後に、資料の19ページの第21号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成27年4月7日午後0時30分ごろ、上益城郡山都町東竹原の一般国道325号で、和解の相手方が所有する軽四輪乗用自動車で行進中、路上に生じていた穴ぼこに左後輪が落ちてパンクするなどをしたものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じた適切な運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、自動車の修理費の4割に当たる1万6,848円を賠償しております。

なお、19号議案と20号議案とこの21号議案が、賠償の割合が異なりますけれども、21号議案につきましては、対向車がいたため、反対車線に避けることはできなかったんですけれども、現場の左側の路肩が広いということから、そちらに避けることが可能であったということも考慮して、4割で和解しております。

以上、5件の議案を説明いたしました。このような道路管理瑕疵事故を防止するため、道路異常箇所について電話での通報を受けるシャープ9910の道路緊急通報ダイヤルの県民への周知や、熊本県トラック協会等の各種団体から道路異常箇所について通報してもらうための協定締結の促進、さらに道路パトロールの強化など、さまざまな取り組みを進めており、今後も引き続き努力してまいりたいと考えております。

なお、道路管理瑕疵事故の賠償金につきましては、熊本県と道路賠償責任保険を契約している損害保険会社から全て支払われることを申し添えます。

道路保全課の説明は以上でございます。

○平山港湾課長 港湾課でございます。

21ページをお願いいたします。

議案第22号の港湾の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認について、22ページの概要により御説明いたします。

平成27年1月15日の未明、天草市本渡町広瀬の本渡港大矢崎船だまりにおきまして、県が管理する簡易式浮き桟橋と岸壁をつないでいた2カ所のワイヤーロープのうち、1カ所が切れたため、浮き桟橋が当該浮き桟橋に係留されていたプレジャーボートに接触し、船体の前方部分が損傷したものでございます。

賠償の考え方につきましては、和解の相手方は適正にプレジャーボートを浮き桟橋に係留していたものであり、相手方に過失がなかったこと、また、県において浮き桟橋の固定方法が本来の方法ではなく、事故が発生することが予見可能であったことから、修理額の全額である5万436円を賠償しております。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○成富監理課長 監理課でございます。

24ページをお願いいたします。

平成26年度繰越計算書の総括表でございます。

一般会計1件と特別会計2件、合わせまして計3件の報告となります。

まず、(1)の一般会計の翌年度繰越額は、11課の合計で287億7,203万616円でございます。次に、(2)の港湾整備事業特別会計の翌年度繰越額は2億563万6,209円でございます。次に、(3)の流域下水道事業特別会計の翌年度繰越額は3億6,093万7,246円でございます。3つの会計を合わせました翌年度繰越額は293億3,860万4,071円でございます。

個別の説明につきましては省略させていただきますが、明許繰越の繰り越し理由につ

ては記載しておりませんが、口頭で御説明させていただきます。

関係機関との協議に不測の日数を要したなど、計画に関する諸条件が194億4,155万で全体の66%、設計変更、契約変更等に不測の日数を要したなどの理由によるものが28億6,636万で9.8%、用地買収の交渉に発生する問題に不測の日数を要したなどの理由によるものが55億3,229万円で18.9%、工事施工上の障害となる物件に係る補償交渉に不測の日数を要したなどとするものが14億9,840万で5.1%となっております。

明許繰越の各課別の詳細につきましては、25ページから43ページにかけて記載しております。これらの繰り越し事業につきましては、早期完了のため、全力を挙げて取り組んでいるところでございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、45ページをお願いいたします。

報告第7号専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

詳細につきましては、46ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成26年12月10日午前11時25分ごろに菊池郡大津町大字室内で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失50%で合意し、損害賠償額は、車両分として6,801円、不動産分として1万5,000円で、合計2万1,801円でございます。

事故の状況といたしましては、県北広域本部用地課職員が公用車にて信号のない農道交差点を直進していたところ、左側から直進してきた普通乗用車と衝突し、公用車が道路脇の田に転落したものでございます。

職員の交通事故防止、交通違反防止につ

ましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

監理課の説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で付託議案等の執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

○城下広作委員 12ページの矢部の分だったですかね、この交通事故の分、これは相手は和解、とにかくどういう理由で話し合い、和解ができなかったんですか。全額県がもう補償しろと一点張りだったのかなと、どうなんですか。

○高永道路保全課長 右肩の腱板断裂という傷害を負われておりますけれども、和解を何度か重ねましたけれども、金額面で折り合いがつかなかったというところでございます。

○城下広作委員 結構金額も大きいし、大きな事故だったのかなという、そういうふうにしじれた分ですね、和解になるような形で頑張るといのはなかなか難しい。

そもそも論で、この結構道路の穴ぼこがあって転倒するというのが多くて、先ほど、トラック協会とか何とかとも——当然よく頻繁に走る情報なんか大事なんですけれども、我々もちゃんとカード持って、シャープの部分のあれで見つけたら電話すると。なかなかあれも、思ってもやっぱり電話しないし、シャープというのがぱっと頭に浮かんでないから、かけようと思ってもなかなかかけられないという、やっぱり周知徹底をよくしなきゃいけないのかなというふうに思います。

それと、トラック協会もそうですけれども、一番いいのは地元の郵便局、郵便配達員

さんの方が一番道路の状況をよく知っているし、バイクで。トラックは意外と目線で見えないけれども、郵便局はバイクですから、バイクはよく見えるから、ああいうところと情報提供、ばんばん協力してもらおうというのは、一番穴ぼこなんかは的確につかむことができるんじゃないかと。この辺はちょっと協力関係というのはあるんでしょうか。

○高永道路保全課長 郵便局につきましては、これまで協議した経緯がございますけれども、妥結に至りませんで、郵便局とはできておりません。今後検討してまいりたいと思っております。

○城下広作委員 ぜひ、小回りがといますか、意外と熟知しているという、ましてや、バイクだから、本人たちも危ない危なくないというのはよくわかるでしょうから、その辺のことはぜひまた検討していただきたいと思えます。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。——ありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第15号から第22号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○成富監理課長 それでは、お手元の資料の報告事項1をお願いいたします。A3の横書きでございます。

報告事項1、熊本広域大水害からの復旧、復興の状況でございます。

1の進捗状況の枠囲みの中で、(1)が災害復旧事業、災害関連事業の内容でございます。

道路については、平成26年度末に完成済みです。河川、砂防についても、平成27年度中には全て完成する予定です。(2)の激甚災害対策特別緊急事業・災害関連緊急(砂防)事業の内容です。河川が、白川81.7%、黒川33.6%の進捗率であり、砂防の災害関連緊急砂防事業100%で既に完了しており、激甚災害対策特別緊急事業は49.5%の進捗率となっております。今後、さらにスピード感を持って推進していくこととしております。

2の熊本広域大水害関係予算の推移と見込みです。

熊本広域大水害に係る総予算は約576億円です。平成26年度までに約76%の約437億円を、平成27年度までに約89%の約513億円を予算化しており、執行していくこととなって

おります。

砂防激特は平成27年度まで、河川激特は平成28、29年度まで予算化し、執行していくこととなっております。

監理課からは以上です。

○久保用地対策課長 用地対策課でございます。

引き続き報告事項1の資料右側3、用地取得の進捗状況について御報告します。

まず、(1)平成27年度の全体的な進捗状況ですが、右側の棒グラフにもありますように、災害関係の用地補償費予算は、今年度は30億円と昨年度から1億円減少しております。全体的には、被災後早期にスタートしました熊本市内の白川激特事業、菊池地域の災害関連事業、これにつきましては、用地取得がピークを超えました一方、阿蘇地域における黒川や砂防、こういった激特事業に伴う用地取得が昨年度からようやく本格化している状況を反映したものでございます。

阿蘇地域の災害対策につきましては、農地、山林を用地取得の主な対象としますので、熊本市内の白川に比べれば予算的には小さくなりますけれども、取得面積、権利者数で大きく上回る規模があります。しかも、平成29年度までの激特事業の期間の中で、実質的に昨年度から着手しているという緊急を要する内容となっております。よって、ほかの振興局におきまして、平均用地課職員5名前後ですけれども、阿蘇振興局につきましては、昨年度から現場の用地職員18名の体制で臨んでおります。

次に、(2)地域ごとの主な進捗状況ですけれども、まず、熊本市内の白川激特事業につきましては、家屋移転に限りますと、本年2月までに240戸全ての契約を終えておりまして、6月17日の時点で面積ベース98%を取得したところでございます。平成24年12月の交渉着手以来2年半の期間で450名余の方の御

了解をいただいております。相当のスピードで進めることができたと思っておりますけれども、残る10件余につきましては、多数共有ですとか、相続、補償額、そういった難航案件となっております。激特事業の期間を念頭に置きながら、さらに丁寧に交渉を進めて早期の用地取得完了を目指してまいります。

また、工事につきましても、着工済みの龍田陣内4丁目のショートカット部分を始めまして、今後多くの箇所を進捗を図ってまいります。

続いて、阿蘇地域でございますが、まず、黒川につきましては、遊水地、輪中堤、宅地かさ上げの3つの事業、これを柱とする対策につきまして、昨年3月までに地元の皆様の基本的な御了解をいただいて以降、詳細な計画が確定した箇所から順次用地取得、かさ上げの協議を進めております。個別の進捗状況は表のとおりでございますが、遊水地につきましては、線形設定部分も含めまして若干先行しておりますけれども、輪中堤とか宅地かさ上げにつきましては、今年度から本格化する状況でございます。いずれの事業につきましても、激特事業期間を念頭に置きまして精力的に進めてまいります。

また、砂防の激特事業につきましては、30カ所中19カ所まで用地取得を完了しております。残りの箇所につきましても、今年度早期に用地を取得し、工事着手するよう取り組みを進めてまいります。

引き続き、早期の災害復旧、復興に向けまして、誠心誠意全力で取り組んでまいりますので、今後とも委員各位の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○松永都市計画課長 都市計画課です。

報告事項の2の資料をごらん願います。

J R鹿児島本線等連続立体交差事業につき

ましては、総括説明にもありましたように、本年3月に一部区間の高架工事が完了したところですが、残る区間の高架工事を進めてまいります。田崎と段山の2カ所で交通切りかえを本年度に予定しておりますので、御説明いたします。

まず、1ページをごらん願います。

1点目の田崎迂回路の交通切りかえについて御説明いたします。

田崎迂回路は、新幹線工事等に際しまして、平成20年6月に仮設の陸橋を設置していましたが、高架工事の支障となることから撤去する必要があります。この撤去に先立ちまして、平面の仮踏切への切りかえを来る8月23日に予定しております。

2ページをごらん願います。

今後のスケジュールについて御説明いたします。

上段のスケジュールと下段のステップ図をあわせてごらん願います。

ステップ1が現在の状況で、ステップ2が平面踏切への切りかえ後の状態です。切りかえ後に陸橋の撤去や高架橋の建設に着手し、高架工事が完了する平成29年度末まで仮踏切による通行となります。その後、ステップ3のように、仮踏切の撤去や4車線への拡幅工事を行いまして、平成31年度末に完成する予定です。

なお、1ページに記載しておりますように、仮踏切による遮断に伴います交通渋滞が懸念されますので、他の路線への迂回等について、地元説明や広報を徹底して行うこととしております。

次に、3ページをごらん願います。

段山陸橋の交通切りかえについて御説明いたします。

段山陸橋についても、新幹線工事等に際しまして、平成20年5月から平面の仮設道路に交通を切りかえていたものですが、本年3月の高架工事の完成に伴いまして、高架橋をく

ぐる形で本年秋ごろに復元し、現在の仮設道路を撤去することとしております。

都市計画課の説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○高永道路保全課長 道路保全課です。

瀬目トンネルの災害復旧について説明します。

報告事項の3をお願いします。

まず、瀬目トンネルのこれまでの経緯ですが、瀬目トンネルは、川辺川ダム事業に伴い、国道445号のつけかえ国道として、国が平成5年7月から平成7年10月にかけて施行したものです。その後、平成8年に熊本県が引き継ぎ、維持管理を行ってまいりましたが、平成12年10月に、トンネルアーチ部の覆工コンクリートに剥離等の変状が発生いたしました。その後、大学教授や研究機関の専門家等に参加していただきながら、現地調査、原因究明を行うとともに、変状箇所約140メートルへのH形鋼製支保工による補強対策などを実施してまいりました。また、あわせて、地盤検討委員会及び瀬目トンネル検討委員会を設置し、対策を検討してまいりましたが、平成27年1月に開催した両委員会において、変状の原因が地すべりであり、抜本的対策については迂回トンネルが妥当との最終意見が取りまとめられました。これを受けて、3月4日、5日に現地にて災害査定が実施され、3月27日に災害復旧事業として採択されたものです。

採択の内容は、紙面左側の2の災害復旧事業の概要に記載のとおりです。

現在の取り組み状況については、3の(1)及び(2)に記載しておりますが、トンネル工事期間中通行どめとなる国道445号の迂回路の整備については、既に落石対策工事や待避所の設置工事に着手しており、9月末までには工事完了を予定しております。

トンネル本体工事については、(2)に記載

の内容で現在入札手続を進めております。

最後に、今後の予定としまして、トンネル本体工事については、9月議会で工事請負契約の承認を受けた後、契約を締結し、10月には工事着手、約18カ月の工期で平成28年度内完了の予定です。その後、トンネル照明等の工事を行い、平成29年度上半期までの供用開始を見込んでおります。

以上、道路保全課からの報告を終わります。

○村上河川課長 河川課です。

報告事項4をお願いいたします。

川辺川ダムに関する最近の状況について御報告します。

まず、(1)「ダムによらない治水を検討する場」の成果についてです。ダムによらない治水を検討する場合は、ことし2月の会議において共通認識が取りまとめられ、終了しましたが、その成果を①から④の4点にまとめております。

次に、これら4点のうち、主な内容について説明します。

(2)ダムによらない治水対策の実施です。国は、本年度から新たに追加して実施する対策の一部に着手されます。県としましては、家屋浸水被害がしばしば発生している球磨村渡地区の対策を実施してまいります。

次に、(3)球磨川治水対策協議会の設置です。ことし3月に新たな協議会が発足しました。第1回会議の概要を枠囲みの中に記載しております。検討対象として、放水路など9つの対策について検討を進め、コスト、実現性などの観点から評価を行っていくこととしました。

最後に、(4)防災・減災ソフト対策については、本年度から、流城市町村の防災、減災の取り組みに対し、県による財政支援を行うこととしております。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○増永慎一郎委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○河津修司委員 広域大災害からの復旧ですが、激特の河川と砂防はまだこれからということですが、これから用地買収等に入っていく、交渉に入るかと思うんですが、その市との協力関係どうなっていますか。もう県だけで行うわけですか。

○久保用地対策課長 基本的には県で進める事業という認識で進めさせていただいておりますけれども、市のほうとは、情報交換とかそういったものはそれなりに進めておるといふふうには聞いておりますが……。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○河津修司委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○河津修司委員 大変な、まだ今からいろいろ交渉に入るわけですが、まあ、大体用地買収なんかは順調にいきそうですね、どういう見込みなんでしょうか。

○久保用地対策課長 かなり土地の筆数とかも熊本白川水害の2倍に及びますし、関係者もそれなりに多くおられます。なおかつ、いわゆる都市部ではないということで、相続登記ですとかができてないとか、そういったいわゆる難しい要因はそれなりにございますけれども、今、昨年から用地職員を多数配置しまして、そういったものの調査、準備、そして交渉という形で進める中で、少なくとも砂

防事業については、もう今年度できちっと激特事業は終わらせていくという形の意識を持って進めさせていただいております。

それで、黒川の事業については、地元の御了解いただいて、ようやく動き始めた、昨年度からですね。というのもございますので、まだいつとき時間かかるとは思いますが、激特の期間というものをきちんとやらせて、工事の時期、期間、そういったものも踏まえたところまでで取得を完了するなり、協議を終了するというふうな形で進めたいと考えております。

○河津修司委員 いいです。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○城下広作委員 熊本市内のことなんですけれども、北区にある坪井川遊水地、これは現在県が管理をしているんですけれども、政令市になった熊本市に、これはもう権限移譲して、管理はもう熊本市という形にできないのか。県が管理をするというのではなくて、市がもう——それが遊水地なんですね、管理をするというふうな形の分は考えられないのか、これはどうなんでしょうか。

○村上河川課長 坪井川遊水地に関しましては、基本的に坪井川というところが権限移譲できるかどうかというのを市と県で協議をいたしまして、今のところ県でそのままの管理という格好になっております。

それで、これは道路と違って法定ではございませんで、任意協議での移譲という格好になります。その中でも、遊水地の件ですけれども、遊水地に関しましては、市のほうの公

園との利用もありまして、以前からその利用に関する維持管理を含めたところで協定を結んで、一部については、熊本市さんに管理を協定としてお任せしているところがございます。

○城下広作委員 まあ、熊本市は政令市になって、区ごとでまちづくりを進めているわけですよ。そして、遊水地の中のいわゆる有効利用できる分は、ほとんど熊本市がグラウンドで使ったり、いわゆる子供が広場に使っているんですよ。そこは熊本市が実際に利用し使っていて、河川の調整の部分とかそういうのだけ県がやるというと、もともとそこを使う、利用は熊本市のほうがたくさん使っているわけだから、わざわざ一番面倒なところだけ熊本県が担うなんていう話は、逆に言えば、あんまりお人よしで、熊本市がやってくださいと言えば、任意協議だから、熊本市にどうぞと強く言えば私はいいと思うんですけども、よほど相手が要らぬと、管理が難しいのは県がしてねというふうにしか考えられない、私には。それはどうなんですか。

○村上河川課長 確かに、委員おっしゃるとおり、そういう形になっております。それで、あそこの遊水地も、深さをだんだんに変えておまして、一番川に近いところが、一番小さな洪水でも入るということで、河川と一体となった管理が必要なところ、そして川から離れるに従って地盤高が少しずつ上がってグラウンド等に使用できるところになっておまして、そこを熊本市さんに今管理をお願いしているという格好になっております。

それで、私どもとしましては、今後、維持管理経費、あるいは職員の減少もあるものから、ほかの河川も含めまして、いろんな面で権限移譲を進めるべきという考えは持っております。引き続き熊本市等とも協議を進めていこうと考えております。

○城下広作委員 せっかく独立して頑張っておるわけですから、管理すべきは管理する分と、また、使っている部分だけ——まちづくりの観点でも、恐らくあの周辺は、遊水地と一体となって各校区の方々もよく利用されているんですね。そうすると、より市民目線というか、恐らく市のほうで管理しながら市民が有効利用し合うという話がまちづくりのほうで進んでいるような状況だと思うんですよ。

だから、そういう意味では、しっかり県も、市のほうに、いよいよ時間もたったし、しっかり管理しませんかというように私は進めていったほうがいいのではないかとというふうに思いますので、先ほどそういう考えだということですから、まあ、しっかり進めていただきたいというふうに要望しておきます。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 立野ダムについてちょっとお尋ねなんですけれども、民主党は基本的に立野ダムはもうしっかりつくっていただければいいというふうなスタンスなんですけど、市民団体の方たちは非常に陳情が多くて、県としてはどういう問題点を、まあ、問題があるとしたら捉えているのかをちょっと教えていただければ……。

○村上河川課長 立野ダムにつきましては、一部の県民の方々から、ダムの必要性、あるいはダム建設による環境への影響とか、ダムそのものの安全性というものに不安という意見があることは承知しております。私たちのほうにも、いろんな団体の方から要望書を受けております。それで、県としましては、今実際私たちが一生懸命やっているのが白川の激特事業なんでございますけれども、それと

一体となって、ダムとしては必要ではないか、必要ですよということを、先日の知事答弁にもありましたとおり、私たち執行部としても、しっかりと認識して、一緒になって事業を進めているところでございます。

○濱田大造委員 しっかり住民に説明できる体制づくりをお願いします。一部の住民の方が非常に不安に思っているということは感じていますので、よろしくをお願いします。

○増永慎一郎委員長 ほかに。

○森浩二委員 ちょっとこれは、負担調書をもらいましたので、これは熊本市はどがんなっとですかね、県道あたりの負担割合。

○宮部道路整備課長 熊本市の負担割合…。

○森浩二委員 要するに、県道たいな。何か市町村が払う分もあるでしょうが、普通だと。熊本市が管理しとる場合はどがんなっと。

○宮部道路整備課長 例えば、負担割合の調書でいきますと、2ページをお開きください。例えば、補助事業の単独改築費事業等で、例えば国道であれば、国が10分の5.5、県が10分の4.5というのが上段に書いてございます。このときに、例えば、これが熊本市の政令市になりますと、この県の部分が熊本市というふうに置きかわりまして、国が10分の5.5、熊本市が10分の4.5というような形になります。

○森浩二委員 この単県というか……。

○宮部道路整備課長 3ページの、例えば単独事業の単県道路改築事業につきましても、

この場合、県のところが熊本市になりますので、ここに市町村というのが出てこない。

○森浩二委員 だけん、県のほうがやると、どがんすっと。

○宮部道路整備課長 県はやりません。負担はしません。

○森浩二委員 負担しないの。

○宮部道路整備課長 しません。

○森浩二委員 じゃ、もう10分の10になるということかな。

○宮部道路整備課長 そうです。

○森浩二委員 だけん、俺は、この市町村と県が逆になっとかなと思ったんだ。負担金で県がやっとかなと。ほかの市町村からもらいよるでしょう。今度政令市がするなら、県が、橋梁なら1.5で……。

○宮部道路整備課長 熊本県としては負担はしておりませんので、熊本市の場合は、県道であれば10分の10の負担になります。

○森浩二委員 10分の10。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○森浩二委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませぬか。

1つだけちょっと私のほうからお願いというか、要望ですけれども、先ほど城下先生が河川の話をされました。もともと政令指定都市に熊本市がなりまして、今までは県等に期

成会等でいろんな道路の改良とかを要望されていた部分が非常にあります。しかしながら、実際自分たちが今度当事者になられたときに、手のひらを返したように、余り協力的じゃない部分が非常に多うございます。ですから、その辺は、やはりいろんな熊本市以外の市町村の首長さんたちも、やはり県にきちんと、何というか、主導権をとっていただき、熊本市にはある程度発言をしていただきたいという要望があっておりますので、その辺はよく土木部、認識をされまして、部長初め皆さん方のほうから、きちんと熊本市のほうをお願いをしていただきたいと思います。

先日も、北熊本インターチェンジとかそういった部分も、かなり、熊本市に成りかわったことで、おくれが出たりとかしておりますので、その辺よろしくをお願いをしたいというふうに要望をしておきます。

ほかに何かございませんかね。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これを持ちまして第2回建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長